## 定期報告済証の交付について

## 浜松市都市整備部建築行政課

この定期報告済証は、建築基準法第12条第1項に基づく建築物の定期調査又は 同法第3項に基づく建築設備等の定期検査を行い、浜松市へ報告があった案件に対 して交付するものです。

建物の玄関やフロントなど、人目につきやすい箇所にこの定期報告済証を貼付し、 定期的に調査や検査を行っている建築物であることをお示しください。







建築物用

建築設備用

防火設備用

- この報告済証は、建築基準法に基づく報告が行われたことを示すもので、建築物等の安全性を保証するものではありません。
- ・報告済証に使用しているマークは、建築物及び防火設備用は(財)日本建築防災協会、建築設備用は(財)日本建築設備・昇降機センターが各々に商標権を待ち、 許可なく他の目的に使用することを禁じます。